

国民健康保険税の改正

▶ 問合せ 税務会計課住民税係 ☎ 25-3262

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が保険税を納め、医療費の負担を支え合う制度です。令和8年度より、「子ども・子育て支援金制度」がスタートし、「子ども分」が上乗せされることになりました。これに合わせて賦課限度額や軽減措置の対象要件などの改正がありました。

令和8年度の保険税率および税額

今年度、新たに「子ども分」が追加されました。また、令和9年度の資産割率廃止に向け、医療分の資産割率を10%から5%に引き下げました。

改正後の保険税率

区分	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額
医療分	6.9%	<u>5.0%</u>	23,500円	26,000円
支援分	2.7%	5.0%	10,500円	10,500円
介護分	1.9%	4.0%	9,000円	9,000円
子ども分	0.3%	なし	1,300円	800円

※18歳未満は、均等割額がかかりません。

軽減措置の拡大(法定軽減)※1

同一世帯所属者の前年の所得の合計が一定基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。5割と2割軽減の対象基準額の引き上げにより、軽減対象が拡大となります。

軽減措置の改正点

軽減割合	【改正前】軽減該当条件
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者の数※2-1)
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者の数-1) + (30万5千円×国保加入者の数※3)
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者の数-1) + (56万円×国保加入者の数)



軽減割合	【改正後】軽減該当条件
7割軽減	変更なし
5割軽減 (改正)	43万円+10万円×(給与所得者の数-1) + (<u>31万円</u> ×国保加入者の数)
2割軽減 (改正)	43万円+10万円×(給与所得者の数-1) + (<u>57万円</u> ×国保加入者の数)

※1 未申告者がいる世帯は、軽減対象外です。

※2 給与収入55万円超、65歳未満で年金受給額60万円超又は65歳以上で年金受給額125万円超の人。

※3 国保から後期高齢者医療保険制度へ移行された人も含みます。

賦課限度額が113万円へ

税額の上限を賦課限度額といいます。医療分が1万円引き上げられ、新設される「子ども分(3万円)」と合わせて、一世帯あたり113万円になります。

賦課限度額の改正点

区分	改正前	改正後
医療分	66万円	67万円
支援分	26万円	26万円
介護分	17万円	17万円
子ども分	なし	3万円
合 計	109万円	113万円

安心・便利な口座振替

国民健康保険税の納付は、安心・便利な口座振替をご利用ください。令和7年度からネット口座振替受付サービスも開始しています。以下の二次元コード、またはURLからお申込みください。



国民健康保険税
申込み用二次元コード

<https://bc-pay.jp/kfgw/FA2720FXseFUwbBH/>

◆取扱口座

キャッシュカード発行済みの個人の普通預金口座

◆ご用意いただくもの

預金通帳やキャッシュカード(暗証番号や記帳済みの最終残高、現在の残高などの入力が必要です)

◆対象金融機関

群馬銀行、東和銀行、あかぎ信用組合、ぐんまみらい信用組合、利根沼田農業協同組合